グリーン購入法

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

タキロンシーアイ床材は、グリーン購入法適合商品です。

タキロンシーアイ床材のグリーン購入法適合品一覧

分類	商品名	
防滑性ビニル床シート	タキストロン	RA
		FH
		HA
		QA
		BA
		FA
		SA
		MR
		PRENTO
		SL
		LB
		MT
		ST
		TR
	ネオクリーン	NC
	廊下・踊り場用シート	3W用(TW)
		5W用(SA)
		6W用(RA)
その他塩ビシート	蹴込み部分用シート	CW

インテリアフロア工業会（I.F.A）では、加盟6社が製造する製品に対し、「品目の分野」「判断の基準」「配慮事項」を定め、確立し、グリーン購入法適合の審査を受けました。

その結果、ビニル系床材（JIS A 5705の種類 記号PFは除く）が2006年2月28日に特定調達品目として追加され、翌3月の官報に公示されています。

タキロンシーアイ床材製品も、グリーン購入法特定調達品目として登録されています。

グリーン購入法について

（環境省ホームページより抜粋　平成20年度4月）

循環型社会の形成のためには、「再生品等の供給面の取組」に加え、「需要面からの取組が重要である」という観点から、平成12年5月に循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定されました。

同法は、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会を構築を推進することを目指しています。また、国等の各機関の取組に関することのほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めています。

＜ 環境物品等の調達推進の基本的考え方 ＞

①物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点が考慮事項となる必要がある。これにより、価格や品質などとともに、環境負荷の低減に資することが物品等の調達契約を得るための要素の一つとなり、これに伴う事業者間の競争が環境物品等の普及をもたらすことにつながる。各機関は、このような認識の下、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行うものとする。

②環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、地球温暖化、大気汚染・水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がある。また、局地的な大気汚染の問題等、地域に特有の環境問題を抱える地域にあっては、当該環境問題に対応する環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達することが必要な場合も考えられる。

③各機関は、環境物品等の調達に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めるものとし、法第11条の規定を念頭に置き、法に基づく環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、各機関は調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。

＜ グリーン購入法における調達品目の該当分類 ＞

特定調達 品目名	分類	品目名
公共工事	資材	ビニル系床材

＜ 調達品目の判断の基準と配慮事項 ＞

【判断の基準】	再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。
【配慮事項】	工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システム※について配慮されていること。

※ 使用している主な再生ビニル樹脂系材料は、下記の回収システムが確立された材料です。

1）工場内でのビニル系床材裁断ロス
2）広域再生システムによる施工現場におけるビニル系床材の端材・余材
3）使用済み農業用ビニルフィルム等